

## 支部共通規程

### (総則)

第1条 本学会の支部に関する運営については、定款および細則ならびに関連規程に定めるものの他は、この支部共通規程および各支部規程に定めるところによる。

### (支部の目的)

第2条 支部は、本学会の目的に基づき、第5条に定められた地域に密着した活動を行うことにより学術振興を図ることを目的とする。

### (支部の事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・講演会・講習会および見学会の開催
- (2) 表彰、広報活動
- (3) 第5条に定められた地域で開催される研究会等との共催および協賛
- (4) 科学教室等の開催および支援による電気技術の啓発活動
- (5) その他

### (支部設置の条件)

第4条 支部の設置は、その地域内に連絡先を有する正員が300名以上の場合に限る。ただし、特別の理由がある場合はこの制限によらないことがある。

### (支部の地域)

第5条 本学会に次の地域ごとの支部を置く。

- (1) 北海道支部：北海道
  - (2) 東北支部：宮城県、福島県、山形県、秋田県、青森県、岩手県
  - (3) 東京支部：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、新潟県、山梨県、静岡県の富士川以東
  - (4) 東海支部：愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県の富士川以西
  - (5) 北陸支部：福井県、石川県、富山県
  - (6) 関西支部：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
  - (7) 中国支部：広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県
  - (8) 四国支部：愛媛県、香川県、徳島県、高知県
  - (9) 九州支部：福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
2. 支部の地域は、本部総会で定める。

### (支部役員の定数および職務分担)

第6条 支部役員の定数および職務分担は、次の通りとする。

- (1) 支部長 1名 支部の業務を総理し、支部を代表する
- (2) 総務企画幹事 2名 庶務を掌理する
- (3) 会計幹事 2名 支部の会計を掌理する
- (4) 監事 1名 支部の財産の状況、業務執行の状況を監査する
- (5) 協議員 6名以上30名以内 支部長から委嘱された職務を執行する

### (支部役員の選出・選任)

第7条 支部役員を選出・選任は、次の通りとする。

- (1) 支部長は、総会で選任された理事の中から理事会の決議によって選定される。
- (2) 支部長を除く支部役員は、支部に属する正員の中から、その正員の投票により選出し、支部役員会で選任する。
- 2 前項に定める他は、「支部役員候補者選定・選出規程細目」によるものとする。
- 3 選出スケジュールは、「役員を選出スケジュールなどの申し合わせ」に準じるものとする。

(支部担当理事候補者の選出)

第8条 支部担当理事候補者は、支部に属する正員の中から、その正員の投票により選出する。

(支部役員任期)

第9条 支部役員任期は、通常総会終了後から翌々年の通常総会終了までとする。

(欠員の補充)

第10条 支部役員中に欠員を生じたときは、支部長を除き後任は支部役員会で選任する。

(支部役員会)

第11条 支部役員会は、支部長・総務企画幹事・会計幹事・監事及び協議員で組織する。

2. 支部役員会は、年2回以上開き、細則・規程に定めるものの他、支部に関する重要事項を決議する。支部長が認めた時は臨時役員会を開くことができる。
3. 支部役員会の決議は、支部議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(支部連合大会)

第12条 支部連合大会は、関連する各学会と連携し支部単位で行われる大会として、関連学協会会員に魅力ある講演と会員相互の情報交流の場を提供することを目的として開くことができる。

2. 支部連合大会の運営形式は、大会を円滑にかつ公平性をもって運営するため共催学協会により選定された幹事学会を設ける。
3. 幹事学会は大会運営組織として実行委員会を設置する。
4. 支部連合大会の決算期限は単年度決算とし、実行委員会が作成する決算報告に基づき共催学協会へ報告すると共に、適正な決算処理を図る。
5. その他、支部連合大会運営については、別途、支部連合大会単位で定める規程に依るものとする。

(支部事業報告)

第13条 各支部は、毎事業年度終了後1カ月以内にその年度の決算および事業報告を、会長に提出しなければならない。

(会計)

第14条 支部会計の責任者は支部長とする。なお支部は、本部からの交付金その他の収入をもって運営する。

2. 支部長は支部の事業計画に伴う収支予算を、支部会計幹事に編成させることができる。なお編成内容は支部役員会の決議を経なければならない。重要な事業計画および収支予算の変更を行う場合も同様とする。
3. 支部長は支部会計の管理および金銭の取扱いを、支部会計幹事もしくは代行者に指図して行わせることができる。
4. 支部会計幹事は支部会計の収支状況を把握し、適宜支部役員会に提出しなければならない。なお、支所を設置している支部は収支予算、収支決算に支所を含めた報告とする。
5. 支部長は収支予算・決算に関わる書類を期日までに本部へ提出しなければならない。なお、提出

書類には本部が指定する書類を添付する。(指定書類とは決算報告時においては収支計算書・現金残高証明書・預金残高証明書・出納集計表・証憑(領収書・請求書等))。

6. 支部は毎年1回、支部の業務・会計監査を行うものとする。支部監事は支部の業務ならびに会計について適宜監査し、その結果を支部長および支部会計幹事に報告する。

(支部監査報告書)

第15条 支部監査報告は、支部監査報告書の書式に基づいて作成する。

(支所)

第16条 支部は、支部事業の一部を地域に密着して行う下部機関として、それに適した地域単位に、支所を設けることが出来る。ただし、支所の規模は、その地域に連絡先を有する正員が50名以上の場合を目安とするが、特別の理由がある場合は、この限りではない。

第17条 支所の設置および地域は、予め所属する支部役員会の決議を必要とする。

第18条 支所に支所長1名と必要な人数の支所委員をおく。

第19条 支所長および支所委員は、その地域内に連絡先を有する正員の中から支部長が委嘱する。

2. 支所長および支所委員の任期は、委嘱の年から起算してその翌々年の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期とする。

第20条 支所長は、支所の業務について、支所を代表する。ただし、支所運営の基本を定める支所運営規則の制定や改訂など、重要な業務を決定しようとする場合は、予めその所属支部長の同意を要する。

2. 支所長は、その所属支部の協議員とする。ただし、各支部規程で定める協議員の定数外とする。
3. 支所委員は、支所の業務を処理する。

第21条 支所の事業計画およびこれに伴う収支予算は、支所長が編成し、所属支部長に提出しなければならない。

2. 支所長は、毎事業年度終了後すみやかに、別途定める書式に基づいてその年度の収支決算および事業報告を本部が指定する必要な書類(収支計算書・現金残高証明書・預金残高証明書・出納集計表・証憑(領収書・請求書等))を添付の上、所属支部長に提出しなければならない。

(各支部の規程)

第22条 支部の運営は、この支部共通規程によるものの他は各支部規程による。

2. 各支部規程では、次の事項を定める。

1 名称 2 支部役員の構成 3 表彰に関する事項 4 支所の設置 5 規程の変更 6 その他必要事項

(規程の改訂)

第23条 本規程の改訂は、総務会議において審議を行い、理事会の承認を得るものとする。

(付則)

1. 本規程は、平成3年3月26日、理事会において、承認・制定。
2. 本規程は、平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程は、平成5年4月22日理事会で一部改定。
4. 本規程は、平成16年4月21日理事会で一部改定。
5. 本規程は、平成18年4月26日理事会で一部改定。
6. 本規程は、平成23年7月29日、理事会において、一部改正。

7. 本規程は、一般社団法人電気学会の設立の登記の日から施行する。
8. 本規程により新たな支部役員が選任されるまでの間、支部役員の地位は維持されるものとする。また、新たな支部規程が制定されるまでの間、旧支部規程を運用するものとする。

見 本

【支部監査報告書書式】

平成XX年度 ○○支部監査報告書

Y年M月D日 監事/NNNN

A：監査内容	平成 年度 事業計画および事業実績		D：監査結果 および要望事項
	B：主な事業計画	C：主な事業実績	
1. 全 般 活動方針(重点施策等)			
2. 連合大会関係			
3. 講習会関係			
4. 講演会関係			
5. 見学会関係			
6. ××○○			
7. ○○△△			
8. 会計関係			